

- 流域治水を実践する計画・体制として、国・都道府県・市町村等の関係者の協働による遊水地等の整備、雨水貯留・浸透対策、浸水のおそれがある土地の利用等に関する計画を策定し実践する法的枠組「流域治水関連法」が令和3年11月1日に施行

- 特定都市河川への指定により本枠組を活用し、実効性のある対策を実施することにより、流域の治水安全度を向上

特定都市河川指定 全国の河川へ指定拡大

（国管理区間有：大臣指定、国管理区間無：知事指定）



流域水害対策協議会 計画策定・対策実施

構成員：河川管理者、下水道管理者、都道府県、市町村等

流域水害対策計画 策定 浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨に対し、概ね20-30年の間に実施する取組を定める

特定都市河川法の制度・施策等

＜制度・施策等の活用主体＞

■ 河川管理者等

■ 市町村

■ 都道府県

■ 民間事業者・住民等

Ⅰ 遊水地・輪中堤・排水機場等のハード整備

- 流域水害対策計画に位置付けられた整備メニューについて予算の重点化（R4制度拡充）

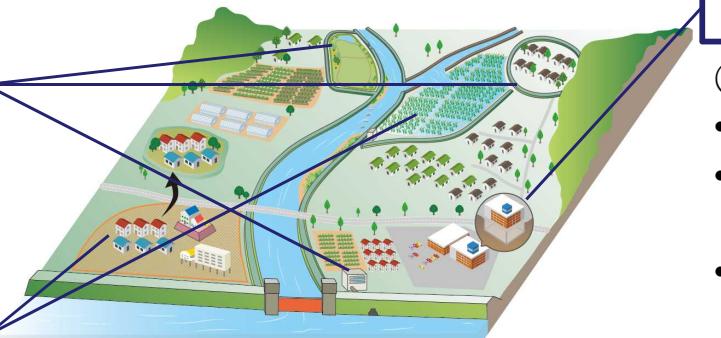
Ⅱ 水害リスクを踏まえた土地利用規制・住まい方の工夫等

①貯留機能保全区域（洪水等を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定）

- 指定権者：都道府県知事等
- 盛土等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告が可能

■ ■ ■ 雨水浸透阻害行為の許可

- 宅地等以外の土地で行う流出雨水量を増加させるおそれのある行為を許可制とする
- 対象：公共・民間、一定規模（ $1,000m^2$ ※）以上 ※条例で基準強化が可能
- 雨水貯留浸透施設の整備を義務付け



②浸水被害防止区域（浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定）

- 指定権者：都道府県知事
- 都市計画法上の原則開発禁止
- 住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制とすることで安全性を確保

■ ■ ■ 雨水貯留浸透施設の整備

- ①雨水貯留浸透施設整備計画の認定
- 対象：民間事業者等が整備する施設
- 規模要件： $\geq 30m^3$ （条例で $0.1-30m^3$ の間で基準緩和が可能）
- 支援策：税制優遇、国庫補助（補助率 $1/2$ ）、地方公共団体の管理協定制度
- 固定資産税の減税：課税標準を $1/6-1/2$ の間で市町村の条例で定める割合に軽減（参酌標準 $1/3$ ）

②国有地の無償貸付又は譲与

- 流域水害対策計画に基づく施設を設置する地方公共団体に対し、普通財産である国有地の無償貸付又は譲与が可能